

平成 20 年度財団法人きょうと京北ふるさと公社事業計画  
平成 20 年 4 月 1 日 ～ 平成 21 年 3 月 31 日

I 今年度の事業計画

第 8 期目にあたる平成 20 年度は、過去 7 期の実績をふまえ、従来からの取組み事業でもある優良農地の保全による美しい農山村の景観の維持、中高齢者を中心とした働く場の提供や都市・農山村の交流活動の推進などの地域活性化に向けた取組みを、継続的に展開します。

とりわけ、今年度は経営基本方針に基づく 3 年間の中期経営計画の 2 年目にあたる年でもあり、当公社の組織体制の見直しや、定められた諸施策の実現及び目標の達成に努めるとともに、京都市への編入合併以降、地域の担い手組織として地域住民や行政から年々強まる期待に応えるべく、ふるさと京北の活性化のための事業をより積極的に展開します。

II 実施事業内容

1. 公益事業

(1) 農地保有合理化事業

- ・20 年度事業の柱として、優良農地の保全と景観の維持を目的とする本事業に、農地の借り受け、貸し付け事業並びに、担い手農家の規模拡大や新規就農者の支援活動のため具体的に取り組みます。
- ・京都市との合併後耕作希望の引き合いが多く、これに的確に対応するため農家からの農地情報等の収集の取り組みを進めます。

(2) 農作業受託事業

- ・農業者の高齢化に対応するため耕起、代かき、田植え、稲刈り、除草等の作業を農作業部会を中心に取り組みます。
- ・農作業受託や転作田の管理受託により、優良農地の維持に努めます。
- ・農作業受託部会の部員の高齢化に伴う体制の見直しを進めます。

(3) 都市と農山村交流事業

- ・木工教室や各種イベントの開催により都市住民を京北地域に呼び込むとともに、他地域でのイベント等へ参加し、京北地域の PR 活動を積極的に行います。
- ・交流事業を積極的に進めることにより、都市住民から京北地域への定住を促進します。

- ・昨年度、井戸町寺山に開設いたしました市民農園「京北ふるさと農園さんりょう」を引き続き運営しながら、20年度の新しい取り組みとして、隣接する農地において水稻農園の開設を行い、都市住民と地域住民の交流の懸け橋となる取り組みを展開します。

#### (4) 公共施設管理事業

##### ①木材需要拡大センター「ウッディー京北」管理受託事業

- ・18年度より京都市の指定管理者として指定を受け、文化の香り高い木と清流の里京北の情報発信基地として、産業、観光、のPR活動の積極的な取り組み並びに、木材加工品を中心として、京北地域の特産品の需要拡大の強化を図ります。
- ・地元野菜の取り扱いについては、昨年7月の周山バイパス開通以降増加している入館者の需要に応えるため、19年度に安心・安全な野菜作りと販売を目的に、ウッディー京北登録の野菜生産者により設立された「京北野旬会」との連携を密にし、より充実した供給が可能となるよう取り組みます。
- ・経営改善について、19年度実施の経営診断の結果を基に、体制(雇用体系)の見直しを含め指摘事項の改善に努めます。

##### ②宇津峡公園

18年度より京都市の指定管理者として指定を受け、都市住民との交流拡大施設として、コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場等の誘客に務め一層の利用拡大を図ります。

なお、入園者の最も多い夏の時期に地元各組織の協力を得てイベントを実施することと合わせて、冬季には「忘年会」や「新年会」などの企画により誘客のための取り組みを進めます。

#### (5) ふるさと振興等調査研究事業

18年度から取り組みを進めて参りました定住促進事業に、引き続き取り組むこととし、「(財)きょうと京北ふるさと公社空家情報提供マニュアル」に基づき空家情報の収集・提供と合わせて農地情報を活用することにより都市住民の定住化を促進、地域の活性化を推進します。

また、18年度より各イベントにおいて実施いたしましたアンケート調査結果を基に「田舎ぐらし」や「市民農園」等への希望者を募り、広く事業のPRを行います。

#### (6) 地域特産物開発研究事業

- ・地域特産物の開発に力を注いでいる各グループと連携し、新しい地域特産物開発試作に取り組み、試作品をウッディー京北で積極的に取り扱います。
- ・京北産農産物を小学校給食等の食材として納入する等、地産地消の取り組みを進めます。

(7) 地域担い手確保事業

- ・ 地域の高齢化や人手不足がますます顕著になる中、田舎の便利屋(人材登録者)による多種多様な作業を受託することにより、地域の要望に応え中高齢者の雇用拡大に寄与します。
- ・ 行政機関及び地域組織からの作業受託にも積極的に対応し、事業の一層の拡大を図ります。

(8) 京北ふるさとバス運営事業

- ・ 道路運送法に基づく過疎地有償運送事業として京都市との連携のもと、地域運送事業として安全運行を基本に京北地域の生活交通の確保のため取り組みます。
- ・ 利用者の多い宇津峡公園へのアクセスをスムーズに行うため、バス停を新設しニーズに応える運送事業に取り組みます。

2. 収益事業

(1) 葬祭関連事業

- ・ 高齢化が一層進行し、家屋様式や住民意識が変化している京北地域の現状に鑑み、文化、風習と今日の生活実態との調和の取れた厳粛な中にも簡素な葬儀が執り行われることを目的に取り組みます。

(2) スクールバス運行受託事業

- ・ 京北地域児童生徒の通学及び教育活動のため、20年度からは京都市教育委員会より乗務員を含め全面委託を受け取り組みます。